

## ◎福岡地方検察庁執務規程

〔平成13.3.30企訓第140号検事正訓令  
本庁及び支部・管内区検の職員あて〕

改正 平成14. 4. 1 企訓第129号  
平成16. 3. 31 企訓第151号  
平成17. 4. 1 企訓第174号  
平成18. 8. 31 企訓第413号  
平成27. 4. 10 福岡地検企訓第6号  
平成27. 9. 18 福岡地検企訓第8号  
平成28. 3. 29 福岡地検企訓第2号

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 福岡地方検察庁（以下「本庁」という。）、同支部（以下「支部」という。）及び管内区検察庁に勤務する職員の執務は、検察庁法（昭和22年法律第61号）、検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第1号）その他の法令、訓令、通達等によるほか、この規程に定めるところによる。

### 第2章 機構

#### (部の勤務命令)

第2条 本庁、本庁に併置された区検察庁及び本庁の所在地にある区検察庁の検察官は、それぞれ本庁の部に勤務するものとし、検事正が勤務を命ずる。

#### (特別刑事部の所管事務)

第3条 検察庁事務章程別表第2に規定する特別刑事部の所管事務1中の検事正があらかじめ指定する事件は、次に掲げる事件とする。

- (1) 検察官が告訴又は告発を受けた事件
- (2) 検察官が自ら犯罪を認知した事件
- (3) 福岡県警察本部刑事部捜査第二課が関与した特異又は重大な事件
- (4) 検事正から特に指定のあった事件

#### (副支部長)

第4条 支部長の置かれている支部に副支部長を置くことができる。副支部長は、その支部に勤務する検事のうちから検事正が命ずる。

2 副支部長は、支部長を補佐して庁務を整理し、また、その命を受けてその庁の職員を指揮監督する。

#### (総務部付)

第5条 検事正は、本庁の検察官のうちから、総務部付を指名することができる。

2 総務部付は、上司の命を受け、総務部の所管事務を整理する。

#### (上席副検事)

第5条の2 検事正は、本庁又は支部長の置かれている支部に併置された区検察庁

の副検事及び本庁又は支部長の置かれている支部の所在地にある区検察庁の副検事のうちから、上席副検事を指名することができる。

2 上席副検事は、上司の命を受け、その属する区検察庁及び第2条の規定により勤務を命ぜられた部又は事務の取扱いを命ぜられた支部の所管事務を整理する。

(庁務を掌理する検察官)

第5条の3 支部長の置かれていらない支部においては、その支部に併置された区検察庁の副検事でその支部の検察官の事務を取り扱う者（副検事が2人以上あるときは席次の上位にある者）が庁務を掌理し、その庁の職員を指揮監督する。ただし、検事正が別段の指示をしたときは、これによる。

(検察官事務取扱)

第6条 検事は、その属する庁に併置された区検察庁並びにその属する庁の所在地にある支部及び区検察庁の検察官の事務を取り扱う。

2 本庁又は支部に併置された区検察庁及び本庁又は支部の所在地にある区検察庁の副検事は、必要があるときは、それぞれ本庁又は支部の検察官の事務の一部を取り扱う。

(部長会議)

第7条 検察に関する重要な事項につき、検事正の諮問に応ずるため、部長会議を置く。

2 部長会議は、次席検事、部長、支部長、副支部長及び事務局長をもって構成し、検事正が主宰する。

3 部長会議には、前項以外の職員を出席させ、意見を求めることができる。

(検察官会議)

第8条 検察運営に関する事項を審議するため、検察官会議を置く。

2 検察官会議は、検察官全員をもって構成し、検事正が主宰する。

3 検察官会議には、必要に応じ、事務局長その他の職員を出席させ、意見を求めることができる。

(課長補佐)

第9条 課に課長補佐を置くことができる。課長補佐は検察事務官のうちから任命する。

2 課長補佐は、課長を助けて課の所管事務を整理し、また、その命を受けて課の職員を指揮監督する。

(上席検務専門官)

第10条 本庁総務部及び小倉支部に上席検務専門官を置き、検察事務官のうちから任命する。

2 上席検務専門官は、検務専門官が所管する事務のうち、特に複雑困難な事務を処理する。

(上席主任検査官)

第11条 本庁及び小倉支部に上席主任検査官を置き、検察事務官のうちから任命する。

2 上席主任検査官は、主任検査官が所管する事務のうち、特に複雑困難な業務を

担当する。

(課、室、担当等)

第12条 本庁又は支部に置く課、室、担当及び係の名称・所管事務は、別表のとおりとする。

- 2 係に係長を置き、検察事務官のうちから任命する。
- 3 係長は、上司の命を受けて係の所管事務をつかさどる。
- 4 係に係主任を置くことができる。係主任は検察事務官のうちから任命する。
- 5 係主任は、上司の命を受けて、係の所管事務のうち課長が指定する事務に従事する。

### 第3章 運営

#### 第1節 通則

(臨時職務代行)

第13条 検事正及び次席検事に事故のあるとき、又は検事正及び次席検事が欠けたときは、部長がその席次に従い、臨時に検事正の職務を行う。

- 2 支部長に事故のあるとき、又は支部長が欠けたときは、副支部長又は支部の検察官が席次に従い、臨時にその職務を行う。

(事務の決裁)

第14条 検事正は、一定の範囲を定めて次席検事、部長及び事務局長に事務を決裁させることができる。

(事務引継)

第15条 職員が職務を交替するときは、事務引継を正確に行わなければならない。

#### 第2節 捜査及び公判

(事件の配分)

第16条 事件の配分及び供閲は、検事正が行う。ただし、検事正は、一定の範囲を定めて次席検事、部長、支部長及び指定した検察官に行わせることができる。

(事件の決裁)

第17条 事件の処理に当たっては、検事正の決裁を受けなければならない。ただし、検事正は、一定の範囲を定めて次席検事、部長、支部長及び指定した検察官に決裁させることができる。

(捜査処理)

第18条 事件の捜査及び処理に関する細目は、別に定める。

(公判立会)

第19条 公判立会を行う担当検察官（以下「公判担当検察官」という。）は、部長又は支部長が指名する。

- 2 検事正は、前項の規定にかかわらず、特定の検察官を指名して公判立会を担当させることができる。
- 3 公判係属中における補充捜査は、原則として当該事件の公判担当検察官が行うものとする。

(公判立会上の注意)

第20条 公判担当検察官は、重要事件又は法律解釈上重要な問題を含む事件につ

いては、公判立会に際し、あらかじめ上司の指示を受けなければならない。

2 公判担当検察官は、公判立会に際し、特異な事情が生じたときは、速やかに上司に報告しなければならない。

(裁判結果報告)

第21条 公判担当検察官は、無罪、免訴、公訴棄却、管轄違い又は求刑と科刑が著しく異なる裁判、法令の適用に誤りがある裁判及び重要事件の裁判があったときは、直ちに上司にその旨を報告しなければならない。

(執務資料)

第22条 検察官は、捜査及び公判立会に際し、事実認定、法律解釈に関し執務上の参考となる資料又は裁判があったときは、これを上司に報告しなければならない。

第3節 上訴等

(抗告等)

第23条 保釈の意見を求められたとき又は抗告及び準抗告の要否につき検討をする裁判があったときは、捜査中又は第1回公判期日前においては捜査担当検察官が、第1回公判期日後においては公判担当検察官が、それぞれ上司に報告し、その指揮を受けなければならない。

(控訴)

第24条 控訴の要否につき検討をする裁判があったときは、部長又は支部長は、公判担当検察官と審議し、意見を付して、検事正の決裁を受けなければならない。

2 控訴申立書及び控訴趣意書の作成名義は、次席検事又は支部長とする。

(再審等)

第25条 再審又は非常上告の要否を検討する必要のある事件は、速やかに検事正に報告し、その指揮を受けなければならない。

2 再審請求書の作成名義は、次席検事又は支部長とする。

第4節 被疑者補償事件等

(被疑者補償事件)

第26条 被疑者補償事件の取扱いに関する細目は、別に定める。

(不服申立事件)

第27条 検察官のなした不起訴処分に対し不服申立があったときは、主任検察官は、これに対する意見を付し、一件記録を添え順次上司を経て、検事正の決裁を受けなければならない。

(付審判請求事件)

第28条 付審判の請求があったときは、主任検察官は、これに対する意見を付し、順次上司を経て、検事正の指揮を受けなければならない。

2 裁判所に提出する意見書の作成名義は、次席検事又は支部長とする。

(検察審査会事件)

第29条 検察審査会の審査の申立等があったときの取扱いに関する細目は、別に定める。

第5節 事務監査

(監査)

第30条 事務監査に関する細目は、別に定める。

第6節 自庁研修

(自庁研修)

第31条 自庁研修に関する細目は、別に定める。

第4章 文書

(文書等の取扱い)

第32条 文書等の取扱いに関する細目は、別に定める。

第5章 服務

(執務の心得)

第33条 職員は、常にその職責を自覚し、品位を保ち、秘密を守り、上司の命令に従い、相互に協調し、かつ、人権を尊重して懇切を旨とし、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(出勤簿)

第34条 職員は、定時までに出勤したときは、出勤簿に押印しなければならない。

(警備)

第35条 職員は、非常事態に際し、庁舎の警備につかなければならぬ。

2 警備に関する細目は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際、改正前の福岡地方検察庁執務規程に基づく訓令・通達は、改正後の福岡地方検察庁執務規程に基づく訓令・通達とみなす。

附 則（平成14年4月1日企訓第129号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日企訓第151号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日企訓第174号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月31日企訓第413号）

この訓令は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日福岡地検企訓第6号）

この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成27年9月18日福岡地検企訓第8号）

この訓令は、平成27年9月18日から施行する。

附 則（平成28年3月29日福岡地検企訓第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表

(1) 本庁

部・局	課・室・担当	係・担当	所管事務
事務局	総務課	庶務係	1 官印及び庁印の管守に関すること 2 職員の厚生に関すること 3 自庁警備に関すること 4 前3号に掲げるところのほか、庶務に関すること 5 前各号に関連すること
			1 秘書に関すること 2 前号に関連すること
			1 文書の接受発送に関すること 2 前号に関連すること
			1 職員の任免に関すること 2 職員の給与に関すること 3 前2号に関連すること
			1 職員の人事記録に関すること 2 栄典及び表彰に関すること 3 前2号に関連すること
	会計課	主計係	1 歳入及び歳出に関すること 2 予算及び決算に関すること 3 保管金に関すること 4 前3号に関すること
			1 用度に関すること 2 没収物等の売却に関すること 3 前2号に関連すること
			1 国有財産及び営繕に関すること 2 前号に関連すること
			1 共済組合に関すること 2 前号に関連すること
		用度係	1 企画調査に関すること 2 檢察審査会に関すること 3 国家賠償法に基づく争訟に関すること 4 不服申立事件に関すること 5 被疑者補償事件に関すること 6 法令・資料・図書等の管理に関すること 7 情報の公開に関すること 8 個人情報の保護に関すること 9 各部局間の調整に関すること 10 前各号に関連すること 11 他の課・室・担当の所管に属しないこと
総務部	企画調査課	企画調査係	1 教養指導に関すること 2 司法修習生の修習指導に関すること 3 前2号に関連すること

部・局	課・室・担当	係・担当	所管事務
総務部	情報システム 管理課	情報システム 管理係	1 檢察情報処理システムの管理に関すること 2 前号に関連すること
		統計係	1 統計に関すること 2 前号に関連すること
	検務第1担当 (事件・令状・執行)		1 事件の受理・処理に関すること 2 令状の請求及び執行に関すること(特別執行担当の所管に属することを除く。)
	検務第2担当 (証拠品・記録)		1 証拠品の受入・保管・処分に関すること 2 記録の保存に関すること 3 前各号に関連すること
	検務第3担当 (徴収・特別執行・犯歴探証)		1 徴収金に関すること 2 総務部長があらかじめ指定する逃亡被疑者、逃亡被告人及びとん刑者の逮捕又は収容に関すること 3 犯歴の調査に関すること 4 科学的検査の技術に関すること 5 前各号に関連すること
	監査室	監査係	1 事務監査に関すること 2 前号に関連すること
	事件管理・庶務担当 国際業務担当		1 刑事事件及び国際関係事件の検査に関すること 2 前号の事件に関する資料の収集整備に関すること 3 前2号に関連すること
刑事部	一般検査担当		1 事件の検査に関すること(ただし、特命検査担当の所管に属するものを除く。)
交通部	事件管理・庶務担当		1 交通関係事件の検査に関すること 2 前号の事件に関する資料の収集整備に関すること 3 前2号に関連すること
	一般検査担当		1 事件の検査に関すること(ただし、特命検査担当の所管に属するものを除く。)
特別刑事部	事件管理・庶務担当 資料収集・整備担当		1 公安関係事件及び労働関係事件の検査に関すること 2 財政経済関係事件及び検事正があらかじめ指定する事件の検査に関すること 3 前2号の事件に関する資料の収集整備に関すること 4 公安労働情勢の調査及びその資料の収集整備に関すること 5 前各号に関連すること
	特命検査担当		1 検事正が特に指定する事件の検査に関すること 2 前号の事件に関する情報の収集整備に関すること 3 前2号に関連すること
公判部	事件管理・庶務担当		1 公判の運営一般に関すること 2 公判の遂行に関すること 3 前2号に関する資料の収集整備に関すること 4 前3号に関連すること

(2) 支部・区検

部・局	課・担当	係・担当	所管事務	
小倉支部	総務課	庶務係	1 官印及び庁印の管守に関する事務 2 人事に関する事務 3 給与に関する事務 4 職員の厚生に関する事務 5 自庁警備に関する事務 6 文書の接受発送に関する事務 7 前各号に掲げるところのほか、庶務に関する事務 8 前各号に関連する事務 9 他の担当に属しない事務	
			1 会計に関する事務 2 前号に関連する事務	
	検務第1担当 (事件・令状・証拠品)		1 事件の受理に関する事務 2 令状の請求及び執行に関する事務 3 証拠品に関する事務 4 前3号に関連する事務	
	検務第2担当 (執行・徴収・記録)		1 死刑及び自由刑の執行に関する事務 2 恩赦及び保護に関する事務 3 徴収金に関する事務 4 記録の保存に関する事務 5 犯歴の調査に関する事務 6 科学的検査の技術に関する事務 7 前各号に関連する事務	
	刑事事件管理・庶務担当		1 事件の捜査に関する事務 2 前号の事件に関する資料の収集整備に関する事務 3 公安労働情勢の調査に関する事務 4 前3号に関連する事務	
	一般検査担当		1 支部における事件の検査に関する事務	
	公判事件管理・庶務担当		1 公判の運営一般に関する事務 2 公判の遂行に関する事務 3 前2号に関する資料の収集整備に関する事務 4 前3号に関連する事務	
	飯塚支部 久留米支部	総務課	1 官印及び庁印の管守に関する事務 2 人事に関する事務 3 給与に関する事務 4 職員の厚生に関する事務 5 自庁警備に関する事務 6 文書の接受発送に関する事務 7 前各号に掲げるところのほか、庶務に関する事務 8 会計に関する事務 9 前各号に関連する事務 10 他の担当に属しない事務	